



鳥取県公報

平成13年12月21日(金)
号外第128号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県緊急雇用創出特別基金条例(52)(労働雇用課)..... 5
	政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例及び政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例(53)(県民室)..... 6
	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(54)(職員課)..... 8
	恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例(55)()..... 9
	職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例(56)().....10
	ふぐの取扱等に関する条例の一部を改正する条例(57)(県民生活課).....10
	鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(58)(県民活動推進課).....12
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(59)(住宅環境課).....20
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(60)(警察本部生活安全企画課).....21
	鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(61)(教育委員会事務局文化課).....22
	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(62)(教育委員会事務局体育保健課).....23
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例(63)(審査課).....25
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例(64)().....27

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県緊急雇用創出特別基金条例

1 設置(第1条関係)

地方自治法の規定に基づき、本県の雇用及び就業の実情に応じて、新規雇用の創出効果の高い事業を実施し、緊急かつ臨時的な雇用就業機会の創出を図るため、鳥取県緊急雇用創出特別基金(以下「基金」という。)を設置することとした。

2 積立て(第2条関係)

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすることとした。

3 管理(第3条関係)

基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないこととした。

4 運用益金の処理(第4条関係)

(1) 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、1の目的を達成するために必要な経費の財源に充てることとした。

(2)(1)の場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てることとした。

5 処分(第5条関係)

基金は、1の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができることとした。

6 委任(第6条関係)

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

7 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。

(2) この条例は、平成17年3月31日限り、その効力を失うこととした。

政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例及び政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

1 政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例の一部改正

資産等報告書及び資産等補充報告書の記載事項から、株式の額面金額の総額を削ることとした。(第2条関係)

2 政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部改正

1と同様の改正を行うこととした。(第2条関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 期末手当の支給割合の引下げ(第16条の4関係)

12月期の期末手当の支給割合を次のとおり引下げることとした。

区 分	改 正 後	現 行
特定幹部職員以外の職員	100分の155	100分の160
特定幹部職員	100分の135	100分の140

2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。

(2) 平成14年3月に支給する期末手当の額について特例を設けることとした。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

1 漁業法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第1条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

1 地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第4条関係)

2 この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。

ふぐの取扱等に関する条例の一部を改正する条例

1 ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許の相対的欠格事由に該当する者から精神病患者を除くこととした。(第5条の2、第7条関係)

2 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者をふぐ処理師又はふぐ調理師の免許の相対的欠格事由(現行

絶対的欠格事由)に該当する者とする事とした。(第5条、第5条の2、第7条関係)

- 3 ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許の絶対的欠格事由に該当する者から麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者に該当して免許の取消処分を受けた後1年を経過しない者を除く事とした。(第5条関係)
- 4 ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許の絶対的欠格事由に該当する者からふぐ処理師又はふぐ調理師の業務を行うに著しく不適当と認められる者を除く事とした。(第5条関係)
- 5 その他所要の規定の整備を行う事とした。
- 6 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

- 1 一定の基準に該当する図書類を包括的に有害図書類とする事とした。(第13条関係)
- 2 青少年に譲渡等することが禁止される有害図書類に、1の有害図書類を加える事とした。(第15条関係)
- 3 自動販売機等により図書類等の販売等をする者は、自動販売機等ごとに自動販売機等管理者を置かなければならない事とする事とした。(第12条の3、第12条の4関係)
- 4 有害図書類等の指定があったときは、当該図書類等を直ちに除去しなければならない者に、自動販売機等管理者を加える事とした。(第17条関係)
- 5 インターネットを利用して情報を提供しようとする者等に対し、インターネットを利用する青少年の健全な成長を阻害することのないよう自主的な努力を義務付ける事とした。(新第12条の2関係)
- 6 テレホンクラブ等営業に対する規制に関する規定を削除することとした。(旧第17条の3～旧第17条の6、第17条の7、第22条、第26条関係)
- 7 その他所要の規定の整備を行う事とした。
- 8 施行期日等
 - (1) この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。ただし、6及び7の一部は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 次の県営住宅を設置することとした。(別表第1関係)

名 称	位 置
上道団地	境港市上道町
夕日ヶ丘団地	境港市小篠津町

- 2 上道団地及び夕日ヶ丘団地の管理を境港市に委託することとした。(別表第2関係)
- 3 この条例は、平成14年3月1日から施行することとした。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

- 1 店舗型電話異性紹介営業について、営業禁止地域及び営業時間の制限を定めることとした。(第9条、第10条、別表第2関係)
- 2 店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業について、広告制限地域を定めることとした。(第11条、別表第2関係)
- 3 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 鳥取県立博物館の入館料の額を次のとおり改正することとした。(別表関係)

区 分		改 正 後		現 行	
		通常展示	特別展示	通常展示	特別展示
個 人	児童又は中学校の生徒 1人1回につき	無料	展示に要する経費を勘案して教育委員会が別に定める額	60円	1,000円を超えない範囲内で教育委員会が定める額
	高等学校の生徒 1人1回につき	無料		90円	
	学生又は一般人 1人1回につき	180円		180円	
団 体 (20人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒 1人1回につき	無料		50円	
	高等学校の生徒 1人1回につき	無料		70円	
	学生又は一般人 1人1回につき	150円		150円	

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

- 1 題名中「公立学校」を「県立学校」に改めることとした。
- 2 市町村立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を公務災害補償の対象者から除くこととした。(第1条、第2条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。
 - (3) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例について所要の規定の整備を行うこととした。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

- 1 第一種フロン類回収業者の登録に係る手数料の額を5,000円と定めることとした。(第2条関係)
- 2 第一種フロン類回収業者の登録の更新に係る手数料の額を4,200円と定めることとした。(第2条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3の一部は、温泉法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

- 1 監視伝染病の発生を予防するための検査を行った旨の証明書の交付に係る手数料の額を1件につき400円と定めることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、平成14年1月1日から施行することとした。

条 例

鳥取県緊急雇用創出特別基金条例をここに公布する。

平成13年12月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第52号

鳥取県緊急雇用創出特別基金条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、本県の雇用及び就業の実情に応じて、新規雇用の創出効果の高い事業を実施し、緊急かつ臨時的な雇用就業機会の創出を図るため、鳥取県緊急雇用創出特別基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例及び政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年12月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第53号

政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例及び政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

(政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第1条 政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例(平成7年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(資産等報告書等の作成)</p> <p>第2条 知事は、その任期開始の日(再選挙により知事となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた知事にあつてはその当選の効力発生の日とする。以下同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、任期開始の日から起算して100日を経過する日までに、作成しなければならない。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) 有価証券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。)種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあつては、株式の銘柄及び株数)</p> <p>(7)~(10) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(資産等報告書等の作成)</p> <p>第2条 知事は、その任期開始の日(再選挙により知事となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた知事にあつてはその当選の効力発生の日とする。以下同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、任期開始の日から起算して100日を経過する日までに、作成しなければならない。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) 有価証券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。)種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあつては、株式の銘柄、株数及び額面金額の総額)</p> <p>(7)~(10) 略</p> <p>2 略</p>

(政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第2条 政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例(平成7年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(資産等報告書等の提出)</p> <p>第2条 議員は、その任期開始の日(再選挙又は補欠選挙により議員となった者)にあってはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員にあってはその当選の効力発生の日とする。以下同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、鳥取県議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) 有価証券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。)種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあっては、株式の銘柄及び株数)</p> <p>(7)~(10) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(資産等報告書等の提出)</p> <p>第2条 議員は、その任期開始の日(再選挙又は補欠選挙により議員となった者)にあってはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員にあってはその当選の効力発生の日とする。以下同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、鳥取県議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) 有価証券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。)種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあっては、株式の銘柄、株数及び額面金額の総額)</p> <p>(7)~(10) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年12月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第54号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前		
<p>（期末手当） 第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の55、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、3月に支給する場合においては100分の55、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の135を乗じて得た額）に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>3～6 略</p>	略	<p>（期末手当） 第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の55、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、3月に支給する場合においては100分の55、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額）に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>3～6 略</p>	略
略			
略			

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（期末手当の額の特例）

2 平成14年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第16条の4第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額から、平成13年12月に改正前の職員の給与に関する条例第16条の4の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額から改正後の条例第16条の4の規定を適用したならば同月に支給されることとなる期末手当の額を減じた額を減じた額とする。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年12月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第55号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうちに掲げる者をいう。</p> <p>(1)~(9) 略</p> <p>(10) 漁業法（昭和24年法律第267号）第85条第6項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法第109条において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第132条において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記</p> <p>(11)~(20) 略</p> <p>4 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうちに掲げる者をいう。</p> <p>(1)~(9) 略</p> <p>(10) 漁業法（昭和24年法律第267号）第85条第6項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法第111条において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第132条において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記</p> <p>(11)~(20) 略</p> <p>4 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年12月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第56号

職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

職員の再任用に関する条例（平成13年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前								
<p>（任期の末日）</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる者に係る再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、同表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める年齢にその者が達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;"> 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等（以下「特定警察職員等」という。）である者以外の者 </td> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等（以下「特定警察職員等」という。）である者以外の者	略	略		<p>（任期の末日）</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる者に係る再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、同表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める年齢にその者が達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;"> 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第25条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等（以下「特定警察職員等」という。）である者以外の者 </td> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第25条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等（以下「特定警察職員等」という。）である者以外の者	略	略	
地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等（以下「特定警察職員等」という。）である者以外の者	略								
略									
地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第25条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等（以下「特定警察職員等」という。）である者以外の者	略								
略									

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

ふぐの取扱等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年12月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第57号

ふぐの取扱等に関する条例の一部を改正する条例

ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(免許)</p> <p>第3条 ふぐ処理師の免許は、年齢18歳以上で食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第11号若しくは第13号に規定する営業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事している者であって、知事の行うふぐ処理師試験に合格したのに対し、その申請に基づいて知事が与える。</p> <p>2 ふぐ調理師の免許は、調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に規定する調理師(以下「調理師」という。)であって、知事の行うふぐ調理師試験に合格したのに対し、その申請に基づいて知事が与える。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(絶対的欠格事由)</p> <p>第5条 第7条第2項第2号又は第3号に該当し、同項の規定により免許の取消処分を受けた後1年を経過しない者には、ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許を与えない。</p> <p>(相対的欠格事由)</p> <p>第5条の2 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者に対しては、ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許を与えないことがある。</p> <p>2 知事は、麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者に対してふぐ処理師又はふぐ調理師の免許を与えるかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ規則で定める者の意見を聴かなければならない。</p> <p>(免許の取消し)</p> <p>第7条 知事は、ふぐ調理師が調理師でなくなったときは、その免許を取り消すものとする。</p> <p>2 知事は、ふぐ処理師又はふぐ調理師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。</p> <p>(1) 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(免許)</p> <p>第3条 ふぐ処理師の免許は、年齢18歳以上で食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第11号又は第13号に規定する営業若しくは乾ふぐ製造営業に2年以上従事している者であって、知事の行うふぐ処理師試験に合格した者に対し、その申請に基づいて知事が与える。</p> <p>2 ふぐ調理師の免許は、調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に規定する調理師であって、知事の行うふぐ調理師試験に合格した者に対し、その申請に基づいて知事が与える。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(絶対的欠格事由)</p> <p>第5条 次の各号の一に該当する者には、ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許を与えない。</p> <p>(1) 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者</p> <p>(2) 第7条の規定により免許の取消処分を受けた後1年を経過しない者</p> <p>(3) その他ふぐ処理師又はふぐ調理師の業務を行うに著しく不相当と認められる者</p> <p>(相対的欠格事由)</p> <p>第5条の2 精神病患者に対しては、ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許を与えないことがある。</p> <p>2 知事は、精神病患者に対してふぐ処理師又はふぐ調理師の免許を与えるかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ規則で定める者の意見を聴かなければならない。</p> <p>(免許の取消し)</p> <p>第7条 知事は、ふぐ処理師又はふぐ調理師が第5条第1号又は第3号に該当するに至ったときは、その免許を取り消すものとする。</p> <p>2 知事は、ふぐ処理師又はふぐ調理師が次の各号の一に該当するときは、その免許を取り消すことができる。</p> <p>(1) 精神病患者</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(再免許に係る経過措置)

2 改正前のふぐの取扱等に関する条例第5条第1号若しくは第3号又は第7条第2項第1号に該当して同条の規定により免許を取り消された者は、再免許が与えられる免許の取消事由に該当して免許が取り消された者とみなして、改正後のふぐの取扱等に関する条例第5条の規定を適用する。

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年12月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第58号

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 青少年の健全な成長を阻害する行為の規制 (第10条 - 第17条の6)</p> <p>第4章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 この章以下において「図書類」とは、書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写真、フィルム及び映像等記録媒体（録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤その他の映像又は音声記録されている物品で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。第13条第4項第2号において同じ。）をいう。</p> <p>3 略</p> <p>4 この章以下において「テレホンクラブ等営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第9項に規定する店</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 青少年の健全な成長を阻害する行為の規制 (第10条 - 第17条の11)</p> <p>第4章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 この章以下において「図書類」とは、書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写真、フィルム及び映像等記録媒体（録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤その他の映像又は音声記録されている物品で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。）をいう。</p> <p>3 略</p> <p>4 この章以下において「テレホンクラブ等営業」とは、電話機又は回線交換若しくは音声蓄積交換の機能を有する装置その他の端末設備（電気通信事業法（昭和59</p>

舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。

5 略

(自動販売機等への収納等の自主規制)

第12条 略

(インターネットを利用した情報提供等の自主規制)

第12条の2 インターネットを利用して情報を提供しようとする者は、情報の内容の全部又は一部が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないよう努めなければならない。

2 インターネットに接続している自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。以下同じ。)の設置者は、当該自動公衆送信装置の記録媒体に記録され、又は当該自動公衆送信装置に入力された情報の全部又は一部が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないよう努めなければならない。

3 インターネットを利用することができる機能を有する端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第49条第1項に規定する端末設備をいう。)又は当該端末設備が附属した機器の販売、頒布、貸付け又は交換を業とする者は、その営業に関し、自主的にインターネットを利用して提供される情報を選択し、又は当該情報のうちその全部又は一部が第11条第1項各号のいずれかに該当するものの受信を防止するための方法を青少年に周知する等インターネットを利用する青少年の健全な成長が阻害されることのないよう努めなければならない。

(図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)

第12条の3 自動販売機等により図書類又はがん具刃物類(その形状、構造又は機能が第11条第4項各号のいずれかに該当すると認められるものに限る。次条において同じ。)の販売等をしようとする者は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等を設置する日の10日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1)~(3) 略

(4) 次条第1項に規定する自動販売機等管理者の住所、氏名及び電話番号(法人にあっては、主たる事

年法律第86号)第49条第1項に規定する端末設備をいう。)を電気通信回線設備(同法第6条第2項に規定する設備をいう。)の一端に接続し、これらの設備を利用して専ら異性の間の会話の機会を提供し、又は伝言を媒介する営業をいう。

5 略

(自動販売機等への収納等の自主規制)

第12条 略

(図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)

第12条の2 自動販売機等により図書類又はがん具刃物類(その形状、構造又は機能が第11条第4項各号のいずれかに該当すると認められるものに限る。)を販売し、又は貸し付けようとする者は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等を設置する日の10日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1)~(3) 略

務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

(5) 略

(6) 略

2 前項の規定による届出をした者は、同項第1号若しくは第6号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る自動販売機等を廃止したときは当該変更又は廃止の日から15日以内に、同項第2号から第4号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 略

(自動販売機等管理者の設置)

第12条の4 自動販売機等により図書類又はがん具刃物類の販売等をする者は、自動販売機等ごとに、図書類又はがん具刃物類の販売等を管理する者(以下「自動販売機等管理者」という。)を置かなければならない。

2 自動販売機等管理者は、当該自動販売機等の所在する市町村の区域内に住所を有し、かつ、当該自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について、次条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったとき、又は第17条第4項の除去の命令がされたときは、直ちに当該自動販売機等に収納されている当該図書類又はがん具刃物類を除去することができる者でなければならない。

(有害図書類の指定等)

第13条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

(1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの

(2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの

2及び3 略

4 次の各号のいずれかに該当する図書類は、第1項の規定による指定がない場合であっても、青少年に有害な図書類とする。

(1) 書籍、雑誌その他の刊行物であって、全裸若しくは半裸の状態での卑わいな姿態又は性行為、わいせつ行為若しくは性欲に基づく変態的行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下同じ。)の数が20ページ以上あるもの又は当該書籍、雑誌その他の刊行物のページの総数の5分の1以上を占めるもの

(2) フィルム又は映像等記録媒体であって、全裸若しくは半裸の状態での卑わいな姿態又は性行為、わ

(4) 略

(5) 略

2 前項の規定による届出をした者は、同項第1号若しくは第5号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る自動販売機等を廃止したときは当該変更又は廃止の日から15日以内に、同項第2号又は第3号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 略

(有害図書類の指定)

第13条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

(1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、知事が別に定める基準に該当するもの

(2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、知事が別に定める基準に該当するもの

2及び3 略

いせつ行為若しくは性欲に基づく変態的行為を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が10以上のもの

第14条 知事は、前条第1項第1号若しくは第2号の基準又は同条第4項第1号の写真若しくは絵若しくは同項第2号の場면을規則で定めようとするとき、又は変更しようとするときは、あらかじめ、鳥取県青少年問題協議会の意見を聴かなければならない。

(有害図書類又は有害がん具刃物類の譲渡等の制限)

第15条 何人も、第13条第1項の規定により指定された図書類又は同条第4項各号のいずれかに該当する図書類(以下「有害図書類」という。)を青少年に譲渡し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないようにしなければならない。

2 略

(有害図書類又は有害がん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止)

第17条 略

2 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について第13条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったときは、当該図書類又はがん具刃物類を直ちに除去しなければならない。

3 略

4 知事は、第1項の規定に違反した者若しくは当該違反に係る自動販売機等の自動販売機等管理者又は第2項の規定に違反している者に対し、有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第14条 知事は、前条第1項第1号又は第2号の基準を定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県青少年問題協議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、前条第1項第1号又は第2号の基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

3 前2項の規定は、前条第1項第1号又は第2号の基準の変更について準用する。

(有害図書類又は有害がん具刃物類の譲渡等の制限)

第15条 何人も、第13条第1項の規定により指定された図書類(以下「有害図書類」という。)を青少年に譲渡し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないようにしなければならない。

2 略

(有害図書類又は有害がん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止)

第17条 略

2 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について第13条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったときは、当該図書類又はがん具刃物類を直ちに除去しなければならない。

3 略

4 知事は、第1項の規定に違反した者又は第2項の規定に違反している者に対し、有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(テレホンクラブ等営業所の届出)

第17条の3 テレホンクラブ等営業を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業を開始する日の10日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 住所、氏名及び電話番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

(2) 営業所の所在地、名称及び電話番号

(3) 利用カードを業として販売する者の住所、氏名及び電話番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

(4) 営業の開始予定年月日

- 2 前項の規定による届出をした者は、同項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る営業を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(テレホンクラブ等営業の禁止区域)

第17条の4 テレホンクラブ等営業は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域(以下「営業禁止区域」という。)においては、これを営んではならない。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設

(3) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館

(4) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する文部科学大臣又は鳥取県教育委員会が博物館に相当する施設として指定したもの

(5) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館

(6) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園

(7) 前各号に定めるもののほか、多数の青少年が利用し、又は集合する施設で規則で定めるもの

- 2 前項の規定の適用の際現に前条第1項の規定による届出をしてテレホンクラブ等営業を営んでいる者の当該営業については、当該適用の日から2年間は、前項の規定は適用しない。

(テレホンクラブ等営業者の禁止事項等)

第17条の5 テレホンクラブ等営業を営む者(以下「テレホンクラブ等営業者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 青少年に対し、営業所へ電話をかけるよう指示し、又は勧誘すること。

(2) 青少年を、営業所に客として入場させること。

(3) 青少年を、第10条第3項に規定する会話の相手方となり、又は同項に規定する伝言の主体若しくは受け手となる業務に従事させること。

- 2 テレホンクラブ等営業者は、当該営業を行うに際し、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 営業所に客として入場しようとする者の見やす

い場所に、青少年の入場を禁止する旨を表示すること。

(2) 客に対し、会話又は伝言の相手方が青少年と知れたときは、その利用をやめなければならない旨を周知すること。

3 知事は、テレホンクラブ等営業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該営業者に対して、同項各号に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

(テレホンクラブ等営業の広告等の制限)

第17条の6 テレホンクラブ等営業者は、営業禁止区域又は公衆電話機の周囲2メートル以内の区域においては、当該営業に係る営業所の所在地、名称若しくは電話番号又は利用カードを販売するための自動販売機の設置場所を記載した広告物(以下「営業広告物」という。)を表示してはならない。ただし、青少年立入禁止施設等に表示する営業広告物については、この限りでない。

2 テレホンクラブ等営業者は、広告又は宣伝を行うに当たって、青少年がテレホンクラブ等営業を利用できない旨を明示しなければならない。

3 テレホンクラブ等営業者は、営業広告物を青少年に頒布してはならない。

4 知事は、テレホンクラブ等営業者が前3項の規定に違反していると認めるときは、当該営業者に対して、営業広告物の除去、青少年がテレホンクラブ等営業を利用できない旨の明示、青少年に対する営業広告物の頒布の中止その他必要な措置をとるよう指示することができる。

(営業の停止等)

第17条の7 知事は、テレホンクラブ等営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、当該営業者に対して、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 刑法(明治40年法律第45号)第182条の罪に当たる違法な行為

(2) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第2章に規定する罪に当たる違法な行為

(3) 児童福祉法第34条第1項第6号又は第9号の規定に違反する行為

(4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第5条又は第6条の罪に当たる違法な行為

(5) 第17条の5第1項の規定に違反する行為

2 知事は、前項の場合において、当該営業者が、営業

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第17条の3 略

2 略

3 第12条の3第3項の規定は、前2項の規定による届出をした者について準用する。

(利用カードの譲渡等の制限)

第17条の4 略

(利用カードの販売等の禁止)

第17条の5 略

(利用カードの自動販売機への収納の禁止)

第17条の6 略

(立入調査等)

第22条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を求め、又はその職員に、営業所その他の営業を営む場所若しくは自動販売機等の設置場所に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができる。

2 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者に利用カードの自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。

3及び4 略

第26条 第18条第1項又は第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第19条又は第20条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

3 略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条、第17条第1項、第17条の5、第17条の6第1項又は第18条第3項の規定に違反した者

禁止区域において営業を営んでいるものであるときは、その者に対し、前項の規定による停止の命令に代えて、当該区域において営むテレホンクラブ等営業の全部又は一部の廃止を命ずることができる。

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第17条の8 略

2 略

3 第12条の2第3項の規定は、前2項の規定による届出をした者について準用する。

(利用カードの譲渡等の制限)

第17条の9 略

(利用カードの販売等の禁止)

第17条の10 略

(利用カードの自動販売機への収納の禁止)

第17条の11 略

(立入調査等)

第22条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を求め、又はその職員に、図書類若しくはがん具刃物類の販売等を業とする者の営業所、テレホンクラブ等営業に係る営業所その他の営業を営む場所若しくは自動販売機等の設置場所に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができる。

2 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者にテレホンクラブ等営業に係る営業所又は利用カードの自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。

3及び4 略

第26条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条の7第1項又は第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第18条第1項又は第2項の規定に違反した者

2 第17条の4第1項、第17条の5第1項第3号、第19条又は第20条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

3 略

4 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条、第17条第1項、第17条の5第1項第1号若しくは第2号、第17条の10、第17条の11第1項又は第18条第3項の規定に違反した者

- (2) 略
- (3) 第17条の6第3項の規定による命令に違反した者
- 5 第21条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。
- (1) 第17条の3第1項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 略
- 7 第18条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項又は第4項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

- (2) 略
- (3) 第17条の5第3項若しくは第17条の6第4項の規定による指示又は第17条の11第3項の規定による命令に違反した者
- 5 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
- (1) 第17条の3第1項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第21条の規定に違反した者
- 6 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。
- (1) 第17条の8第1項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 略
- 7 第17条の5第1項第3号又は第18条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第2項又は第4項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、目次の改正、第10条第4項の改正、第17条の3から第17条の7までを削り、第17条の8を第17条の3とし、第17条の9から第17条の11までを5条ずつ繰り上げる改正並びに第22条及び第26条の改正は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第52号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に自動販売機等により図書類又はがん具刃物類(その形状、構造又は機能が改正後の鳥取県青少年健全育成条例(以下「新条例」という。)第11条第4項各号のいずれかに該当すると認められるものに限る。)を販売し、又は貸し付けている者は、新条例第12条の3第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該自動販売機等を設置する日の10日前までに」とあるのは「平成14年4月30日までに」と、同項第5号中「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」とする。

3 附則第1項ただし書に規定する改正の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

4 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、新条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年12月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第59号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条の2関係）		別表第1（第2条の2関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
略		略	
境港団地	境港市上道町	境港団地	境港市上道町
上道団地			
略		略	
誠道団地	境港市誠道町	誠道団地	境港市誠道町
余子団地			
夕日ヶ丘団地	境港市小篠津町		
略		略	
別表第2（第26条関係）		別表第2（第26条関係）	
名 称	委 託 先	名 称	委 託 先
略		略	
渡団地 外江団地 弥生団地 境港 団地 上道団地 高松団地 美保団 地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘 団地	境港市	渡団地 外江団地 弥生団地 境港 団地 高松団地 美保団地 誠道団 地 余子団地	境港市
略		略	

附 則

この条例は、平成14年3月1日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年12月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第60号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前		
<p>（店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の禁止地域）</p> <p>第9条 別表第2の左欄に掲げる店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業は、それぞれ同表の右欄に定める地域においては、これを営んではならない。</p>	<p>（店舗型性風俗特殊営業の禁止地域）</p> <p>第9条 別表第2の左欄に掲げる店舗型性風俗特殊営業は、それぞれ同表の右欄に定める地域においては、これを営んではならない。</p>		
<p>（店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限）</p> <p>第10条 店舗型性風俗特殊営業（法第2条第6項第4号の営業その他法第28条第4項の国家公安委員会規則で定める店舗型性風俗特殊営業を除く。）及び店舗型電話異性紹介営業は、法第28条第1項に規定する区域並びに別表第2の左欄に掲げる当該店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の種別に応じ同表の右欄に定める地域にあっては午前0時から日出時まで、それ以外の地域にあっては午前1時から日出時までの時間にこれを営んではならない。</p>	<p>（店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限）</p> <p>第10条 店舗型性風俗特殊営業（法第2条第6項第4号の営業その他法第28条第4項の国家公安委員会規則で定める店舗型性風俗特殊営業を除く。）は、法第28条第1項に規定する区域及び別表第2の左欄に掲げる当該店舗型性風俗特殊営業の種別に応じ同表の右欄に定める地域にあっては午前0時から日出時まで、それ以外の地域にあっては午前1時から日出時までの時間にこれを営んではならない。</p>		
<p>（性風俗関連特殊営業の広告制限地域）</p> <p>第11条 法第28条第5項第1号口（法第31条の3第1項、第31条の8第1項、第31条の13第1項及び第31条の18第1項において準用する場合を含む。）の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、別表第2の左欄に掲げる性風俗関連特殊営業の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める地域とする。</p>	<p>（性風俗特殊営業の広告制限地域）</p> <p>第11条 法第28条第5項第1号口（法第31条の3第1項及び第31条の8第1項において準用する場合を含む。）の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、別表第2の左欄に掲げる性風俗特殊営業の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める地域とする。</p>		
<p>別表第2（第9条 - 第11条関係）</p> <table border="1" data-bbox="220 1960 774 2016"> <tr><td>略</td></tr> </table>	略	<p>別表第2（第9条 - 第11条関係）</p> <table border="1" data-bbox="821 1960 1375 2016"> <tr><td>略</td></tr> </table>	略
略			
略			

法第2条第6項第2号及び第6号の営業、同条第7項第1号の営業 店舗型電話異性紹介営業並びに無店舗型電話異性紹介営業	鳥取県の区域
略	

備考 略

法第2条第6項第2号及び第6号の営業並びに同条第7項第1号の営業	鳥取県の区域
略	

備考 略

附 則

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第52号）の施行の日から施行する。

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年12月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第61号

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。）を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前		
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）		
1 通常展示の入館料		1 入館料		
区 分	金 額	区 分	金 額	
個人（学生又は一般人に限る。）	1人1回につき 180円	通常展示	特 別 展 示	
団体（学生又は一般人の団体であって20人以上のもの）	1人1回につき 150円	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 60円
			高等学校の生徒	1人1回につき 90円
				1人1回につ

に限る。)

団 体 (20人 以上の ものに 限る。)	学生又は一 般人	1人1回につ き 180円	き1,000円を 超えない範囲 内で教育委員 会が定める額
	児童又は中 学校の生徒	1人1回につ き 50円	
	高等学校の 生徒	1人1回につ き 70円	
	学生又は一 般人	1人1回につ き 150円	

2 特別展示の入館料

展示に要する経費を勘案して教育委員会が別に定め
る額

3 展示室等使用料

略

備考 略

2 展示室等使用料

略

備考 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

平成13年12月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第62号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和63年鳥取県条例第5号）の
一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄
中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条
とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下本則において「改正部分」とい
う。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の 公務災害補償に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及 び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年 法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規 定に基づき、県立学校の非常勤の学校医、学校歯科医</p>	<p>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の 公務災害補償に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及 び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年 法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規 定に基づき、県立の学校並びに市町村立の小学校、中</p>

及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の法第3条に規定する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

（通知）

第2条 学校医等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）が公務上のものであるときは、教育委員会は、補償を受けるべき者に対して、その者が法によって権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

（補償の範囲、金額及び支給方法等）

第3条 略

（報告、出頭等）

第4条 教育委員会は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

（教育委員会規則への委任）

第5条 略

学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の法第3条に規定する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、県立の学校の学校医等に関しては県教育委員会、その他の学校医等に関しては市町村教育委員会をいう。

（通知）

第3条 学校医等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）が公務上のものであるときは、実施機関は、補償を受けるべき者に対して、その者が法によって権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

（補償の範囲、金額及び支給方法等）

第4条 略

（報告、出頭等）

第5条 実施機関は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

（教育委員会規則への委任）

第6条 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、平成14年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の公務災害補償については、なお従前の例による。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

3 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和63年鳥取県条例第5号）の適用を受ける者</p> <p>2～9 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和63年3月鳥取県条例第5号）の適用を受ける者</p> <p>2～9 略</p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年12月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第63号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(27) 略</p> <p>(28) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第1項（毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第36条の7第1項の規定により処理する場合を含む。）の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(29) 略</p> <p>(30) 毒物及び劇物取締法第4条第4項（毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項の規定により処理</p>	<p>(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(27) 略</p> <p>(28) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第1項（毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第36条の6第1項の規定により処理する場合を含む。）の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(29) 略</p> <p>(30) 毒物及び劇物取締法第4条第4項（毒物及び劇物取締法施行令第36条の6第1項の規定により処理</p>

する場合を含む。)の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録の更新に関する事務 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項の規定により処理することとされている製造業又は輸入業の登録の更新 1件につき10,200円

イ及びウ 略

(31) 略

(32) 毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項の規定により処理することとされている毒物及び劇物取締法第9条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更 1件につき5,200円

(33)~(77) 略

(77の2) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号。以下「フロン回収破壊法」という。)第9条第1項の規定に基づく第一種フロン類回収業者の登録 1件につき5,000円

(77の3) フロン回収破壊法第12条第1項の規定に基づく第一種フロン類回収業者の登録の更新 1件につき4,200円

(78)~(93) 略

(94) 温泉法第9条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可 1件につき110,000円

(95) 温泉法第13条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可 1件につき35,000円

(96)~(323) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)~(7) 略

(8) 職業能力開発促進法第46条第4項の規定により鳥取県職業能力開発協会に技能検定試験の実施に関する事務を行わせる場合における前項第200号の手数料 鳥取県職業能力開発協会

(9)~(11) 略

する場合を含む。)の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録の更新に関する事務 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 毒物及び劇物取締法施行令第36条の6第1項の規定により処理することとされている製造業又は輸入業の登録の更新 1件につき10,200円

イ及びウ 略

(31) 略

(32) 毒物及び劇物取締法施行令第36条の6第1項の規定により処理することとされている毒物及び劇物取締法第9条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更 1件につき5,200円

(33)~(77) 略

(78)~(93) 略

(94) 温泉法第8条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可 1件につき110,000円

(95) 温泉法第12条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可 1件につき35,000円

(96)~(323) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)~(7) 略

(8) 職業能力開発促進法第64条第4項の規定により鳥取県職業能力開発協会に技能検定試験の実施に関する事務を行わせる場合における前項第200号の手数料 鳥取県職業能力開発協会

(9)~(11) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第94号及び第95号の改正は、温泉法の一部を改正する法律(平成13年法律第72号)の施行の日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年12月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第64号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（224）略</p> <p>（225）家畜伝染病予防法第8条（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（同法第4条の2第3項の<u>規定に基づく家畜の検査</u>及び同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち監視伝染病の発生を予察するために行うものを除く。）注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付 1件につき400円</p> <p>（226）～（323）略</p> <p>2 略</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（224）略</p> <p>（225）家畜伝染病予防法第8条（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（同法第4条の2第3項及び第5条第1項の規定に基づく家畜の検査を除く。）注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付 1件につき400円</p> <p>（226）～（323）略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成14年1月1日から施行する。

